

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和元年9月5日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく審査の手数料の金額を改める必要があることから、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成 12 年葉山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 36 の項第 5 号中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に、「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に、「2,260,000 円」を「2,270,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法の規定に基づく審査の手数料の金額を改めることとした。

2 内 容

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」及び「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」(以下「貯蔵所」という。)の設置の許可の申請に係る審査についての手数料の金額を次のとおり改めることとした。

	改正前	改正後
貯蔵最大数量が 10,000kl 以上 50,000kl 未満の貯蔵所	1,580,000 円	1,590,000 円
貯蔵最大数量が 50,000kl 以上 100,000kl 未満の貯蔵所	1,940,000 円	1,950,000 円
貯蔵最大数量が 100,000kl 以上 200,000kl 未満の貯蔵所	2,260,000 円	2,270,000 円

3 施行期日

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとした。

葉山町手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
○葉山町手数料条例 平成 12 年 3 月 31 日条例第 6 号		○葉山町手数料条例 平成 12 年 3 月 31 日条例第 6 号	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
手数料の徴収する事項	金額	手数料の徴収する事項	金額
（略）		（略）	
36 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1) ~ (4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000 円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮	36 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1) ~ (4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000 円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮

改正後		改正前	
	き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000 円</u> オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000 円</u> カ～ク (略) (6)～(12)		き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000 円</u> オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000 円</u> カ～ク (略) (6)～(12)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	